

尼崎市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成27年8月24日 午後4時02分～午後4時52分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 委員長	濱田英世
職務代行者	磯田雅司
委員	岡本元興
委員	仲島正教
教育長	徳田耕造

3 出席した事務局職員

教育次長	中川一
管理部長	尾田勝重
学校計画担当部長	舟本康弘
施設担当部長	富永謙一
学校教育部長	西川嘉彦
社会教育部長	吉田淳史
幼稚園教育振興担当課長	中道直生
学務課長	高木健司
社会教育課長	中川まゆみ

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第65号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について [企画管理課]
- (2) 議案第66号 尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について [学務課]
- (3) 議案第67号 尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について [学務課]

日程第3 協議・報告事項

- (1) 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について [学務課]

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時02分、委員長は開会を宣した。

濱田委員長 日程第3の「協議・報告事項」について、徳田教育長から発議がありますので、発言を認めます。徳田教育長。

徳田教育長 日程第3「協議・報告事項」の「和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」は、協議・報告する内容に個人情報が含まれるため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。  
濱田委員長 質疑がないようですので、ただいまの発議について、これより採決に入ります。  
お諮りいたします。  
ただいまの徳田教育長からの発議のとおり決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。  
よって、日程第3「協議・報告事項」の「和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分  
の報告について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『委員長または委員から  
会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決  
しました。  
また「議案第65号 平成27年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、  
会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき  
議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当で  
あると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第65号」は、公開しないことと決しました。なお、公開しないこと  
と決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議す  
ることといたします。

濱田委員長 それでは、これより日程に入ります。  
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。管理部長。

管理部長 7月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございま  
す。よろしくお願いいたします。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。  
7月定例会議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。  
よって、議事録は報告のとおり承認することといたします。

濱田委員長

次に、日程第2の「議事」に移ります。

「議案第66号 尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長

それでは、議案第66号「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。お手元の資料67ページをお開き願います。議案第66号「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」を制定するについて、議決を求めるものでございます。

それでは、本文でございますが、尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和51年尼崎市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。第1条の3に次の1項を加える。2、前項の規定にかかわらず、在園児支給認定保護者で本市の区域外にその居住地を有するもの（その園児の市立幼稚園への入園後において本市の区域内から本市の区域外にその居住地を変更した在園児支給認定保護者を含む。以下「市外在住保護者」という。）の園児に係る条例第2条第2項の教育委員会規則で定める額は、当該市外在住保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項第1号に規定する利用者負担額をいう。）で当該園児に係るものとおりとす。第3条第1項中「及び別表」を削り、同項第1号ア中「世帯」の次に「（生徒と同居する者又はこれに準ずると教育委員会が認める者で、当該生徒と生計を同じくしている者の集まりをいう。以下同じ。）」を加え、「全ての者が、」を「者のうち教育委員会が別に定めるものがいずれも当該年度分の」に、「を免除された者を含む」を「が免除された者を含み、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く」に改める。第4条中「（以下「市立高等学校等」という。）」を削り、同条第2号中「市立高等学校等」を「市立高等学校」に改め、同条第3号中「にある家族」を「に属する者のうち教育委員会が別に定めるもの」に改め、同条第7号中「にある家族」を「に属する者で教育委員会が別に定めるもの」に、「所帯」を「当該世帯」に改め、同条第8号中「市立高等学校等」を「市立高等学校」に改める。第4条の2第1項第2号ア中「幼稚園」を「市立幼稚園」に改める。付則、この規則は、公布の日から施行する。子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえた教育的配慮を図るために、規則改正が必要であることから、本案を提出するものでございます。

それでは、つぎに同規則の新旧対照表でもって、詳細をご説明させていただきます。69ページをお開き願います。まず始めに、左の表、改正後にある同規則第1条2項をご覧ください。下線部には、これまで公立幼稚園において、市内居住者を入園条件としていたことから、市外に転居することとなれば退園されることとなっていたものを、この度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、市内市外居住者いずれも在園できる制度の主旨及び、転居される園児に対する教育的配慮から、これまでの市内居住要件を撤廃する旨を条文化したものでございます。そのほか、3号中の下線部につきましては、世帯の定義を詳細に文言整理したものです。そのほか70ページの下線部は文言整理を行い、条文に馴染むように改正を行なっています。

以上で、「尼崎市立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則」を制定す

るについての説明を終わります。宜しくご審議いただきますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

学務課長 補足説明いたします。この度の改正の主旨としましては、例えば2月や3月に幼稚園児が公立幼稚園に通園しており、何らかの理由で小学校1年生から市外に転居しようとするとき、居住地を併せて市外に移した方については、これまで過去に何度か園において慣例的に卒園するまで在園していた経緯があったが、今回条文を改め、市外の居住者についても、転居先の市が定めた額で2月分や3月分を納付してもらい、それを市に収めてもらい、それを公定価格と言われる園経営に係る負担分との差額については、転居先の市に負担してもらうかたちで一人当たりの運営費用を徴収する。これは同様に反対のパターンも考えることができ、他市に居住している方が何らかの理由で居住地を本市に移した場合は、尼崎市が定めた金額で転居元の市で支払い、本市の公定価格といわれる園運営費との差額を本市が転居先の市に支払うこととなる。こういったかたちで、運営経費については、市との調整の中で取り組んでいる。園児にとっては、教育的な配慮の観点でもって対応ができると考えている。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。  
「議案第66号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第66号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 続いて、「議案第67号 尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長 それでは、議案第67号「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。お手元の資料72ページをお開き願います。

別表に記載のとおり、子ども・子育て支援新制度によりまして、公立幼稚園におきましても収容定員と利用定員を設け、それぞれ同数となっております。これは、次ページの説明にある、尼崎市立幼稚園教育振興プログラムに基づく市立幼稚園の再編及び特別支援教育の充実策の実施に伴い、規則改正が必要であることから、本案を提出するものであります。

以上で「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則」を制定するについての説明を終わります。宜しくご審議いただきますようお願いいたします。

濱田委員長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

幼稚園教育振興担当課長 教育振興プログラムで今年度末をもって5園を廃止することにともない13園となり、複数学級で運営できるように利用定員を今回の改正で定めている。18園から13園にしたことや、実態に合わせた利用定員を教育振興プログラムでも定めていたため、それに基づいて今回の収容定員および利用定員を定めている。この中には、存続園9園全園で特設学級10人ずつ受けるということも含めた定員として定めている。

濱田委員長 資料に記載の数字は特設学級の人数も含まれているものなのか。

幼稚園教育振興担当課長 そのとおりである。

濱田委員長 例を挙げて詳しく説明してほしい。

幼稚園教育振興担当課長 今まで特設学級が設置されていなかった大島幼稚園を例に挙げますと、4歳児は通常学級が1クラス30人、そこに特設学級として5人受け入れ、4歳児としては35人になる。また5歳児については、通常学級が35人、特設学級として5人を受け入れ、合計40人となり、大島幼稚園の総合計が75人となる。そういったことを各園で通常学級の定員に特設学級の定員をプラスした合計数として収容定員ならびに利用定員を定めている。

岡本委員 もし5人定員でさらにもう一人利用したい申し出があったときは、どのような対応となるのか。

幼稚園教育振興担当課長 定員として定めているため、特設学級の定員についても、定員を超えると基本的には抽選になるかと思う。特設学級をこれまでよりも9園に増やしているため、次に近い公立幼稚園の特設学級が空いていれば、その幼稚園に行ってもらおうというかたちでの対応を考えている。

濱田委員長 改正前後の受け入れ人数は何人なのか。

幼稚園教育振興担当課長 改正前は市内6園で特設学級を開設しており、1園10人であるため合計60人であった。改正後は最終的に残す9園で4歳児と5歳児が5人ずつであるため、合計90人を受け入れるかたちにしている。

濱田委員長 特設学級でも定員に達していなければ、年度の途中でも入園できるのか。

幼稚園教育振興担当課長 その点は現行どおりであり、入ることができる。

濱田委員長 特設学級の先生の配置はどうなっているのか。

幼稚園教育振興担当課長 特設学級については、特設学級の担当の先生が1人配置できるように手配している。

濱田委員長 9園になるのは来年なのか。

幼稚園教育振興担当課長 今現在は18園あるが、今年度末で5園が廃園となり、平成28年4月1日からは13園での運営となる。暫定園が4園あり、その4園については、昨年度の募集時から条件をクリアできるかどうかを判定しており、4園中3園がクリアできていないため、今年度の募集時にその3園が条件をクリアできなければ、教育振興プログラム上では、その次の年度からの募集は行なわないというかたちになっている。

濱田委員長 今年度の募集で条件をクリアすることができれば、次の年度に持ち越しとなるのか。

幼稚園教育振興担当課長 今年度の募集で条件をクリアすると、翌年から新たにカウントすることになり、2年連続して条件を下回ると、その翌年から募集を行なわないというかたちになる。

濱田委員長 どの園なのか教えてほしい。

幼稚園教育振興担当課長 暫定園4園のうち、条件を満たしているのは園和幼稚園だけある。その他の大庄・立花東・武庫北幼稚園については、今年度の募集の結果によって、翌年度から募集を行なわないことになる可能性がある。

濱田委員長 募集は10月からか。

幼稚園教育振興担当課長 今年度も10月から募集を開始する予定である。

濱田委員長 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。  
「議案第67号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

濱田委員長 異議なしと認めます。  
よって、「議案第67号」は原案のとおり可決いたしました。

濱田委員長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

管理部長 教育委員会8月定例会報告事項について、平成27年7月28日から本日8月24日までの主要行事および9月の主要行事予定を報告します。  
(総務関係)

- 8月3日 第9回政策推進会議  
(平成27年度普通交付税及び臨時財政対策債の概要について ほか)
- 8月5日 阪神7市1町教育長協議会 (川西市役所)
- 8月8日 みんなのサマーセミナー
- 8月12日 阪神7市1町教育委員会連合会総会・研修会 (猪名川町)
- 8月19日 第10回政策推進会議  
(平成27年度施策評価結果(平成26年度)について、  
平成26年度決算の概要(決算説明資料)について ほか)
- 8月24日 教育委員会8月定例会

(学校教育関係)

- 8月11～17日 節電対策としての市立学校・園原則閉鎖
- 8月17・18日 親と子のクールスポット (教育総合センター)

(社会教育関係)

- 7月29日 成徳イーグルス(少年野球チーム)市長表敬訪問  
亀沖未来さん(空手)ら 市長表敬訪問
- 8月1～11日 学校プール開放支援事業  
杭瀬小・上坂部小・浜田小・園田小・難波小・大島小・武庫小

(9月主要行事予定表)

- 8月25・26日 全県教育長研修会
- 8月27日 文教委員 施設視察
- 8月28日 平成27年度 尼崎市総合防災訓練
- 8月31日 第11回政策推進会議
- 9月8日～10月5日 9月市議会定例会
- 9月15日 第12回政策推進会議
- 9月28日 文教委員会  
教育委員会9月定例会

報告は以上です。

濱田委員長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員長 夏休み中のクラブ活動の成績を夏休みが終わった頃に教えてもらいたい。

濱田委員長 他に質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

濱田委員長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

濱田委員長           以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
                          これをもちまして、尼崎市教育委員会8月定例会を閉会といたします。

(閉会 午後4時52分)

尼崎市教育委員会8月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。